

市第 101 号議案

横浜市庁舎駐車場条例の一部改正

横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例

横浜市庁舎駐車場条例（平成21年 3 月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「駐車場」の次に「（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を除く。以下この条、第 6 条、第 7 条及び第 12 条において同じ。）」を加える。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料）

第 9 条の 2 横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、市長に対し、1 台につき駐車時間30分までごとに 300円の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 第 7 条第 3 項及び前 2 条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、第 7 条第 3 項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「駐車場」とあるのは「横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場」と、前 2 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第10条中「指定管理者」の次に「（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場

にあつては、市長。次条第 2 項において同じ。)」を加える。

別表に次のように加える。

横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場	横浜市瀬谷区
---------------	--------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を設置するため、横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市庁舎駐車場条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 4 条 次に掲げる駐車場（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を除く。
以下この条、第 6 条、第 7 条及び第 12 条において同じ。）の管理
に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の
2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者
をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項から第 5 項まで省略）

（使用料）

第 9 条の 2 横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する者（以下「使
用者」という。）は、市長に対し、1 台につき駐車時間 30 分まで
ごとに 300 円の範囲内において規則で定める額の使用料を納付し
なければならない。

2 第 7 条第 3 項及び前 2 条の規定は、前項の使用料について準用
する。この場合において、第 7 条第 3 項中「利用者」とあるのは
「使用者」と、「駐車場」とあるのは「横浜市瀬谷区総合庁舎駐
車場」と、前 2 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替
えるものとする。

（入場の拒否）

第 10 条 指定管理者（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場にあっては、市
長。次条第 2 項において同じ。）は、次のいずれかに該当すると
きは、駐車場への入場を拒否することができる。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

市第 101 号

別表（第 1 条 第 2 項）

名 称	位 置
（省 略）	
<u>横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場</u>	<u>横浜市瀬谷区</u>